

園 則
(兼運営規程)

社会福祉法人愛の園福祉会
マリヤこども園

マリヤこども園園則(兼運営規程)

(事業所の名称等)

第 1 条 社会福祉法人愛の園福祉会が設置するこの幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1)名 称 マリヤこども園
- (2)所在地 千葉県八千代市米本1359米本団地4街区39棟

(施設の目的及び運営方針)

- 第 2 条 マリヤこども園(以下「本園」という。)は、キリスト教精神に根ざし、聖書の教えに立脚して、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行いこれらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。
- 2 本園は、教育・保育の提供に当たっては、入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するのに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
 - 3 本園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行うものとする。
 - 4 本園は、社会の期待や願いに応えられる創意と活力のある教育・保育活動をすすめる、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めるものとする。
 - 5 本園は、安心・安定した情緒と落ち着いた環境の中で、健やかで豊かな心と体が育つよう教育・保育を行うものとする。
 - 6 本園は、教育基本法(平成18年法律第120号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)及び子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)その他の関係法令を遵守して運営する。

(学級の編制)

- 第 3 条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。
- 2 1学級の園児の数は、3歳児は30人以下、4歳児・5歳児は35人以下を原則とする。
 - 3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(認可定員)

第 4 条 本園の認可定員は109名とする。

(利用定員)

- 第 5 条 本園の利用定員は、子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。
- (1) 法第19条第1項第2号の子ども(保育を必要とする満3歳以上の子ども。以下「2号認定子ども」という。) 55名
 - (2) 法第19条第1項第3号の子ども(保育を必要とする満3歳未満の子ども)。

- 以下「3号認定子ども」という。)のうち、満1歳以上の子ども33名
(3)3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども12名
(4)法第19条第1項第1号の子ども(満3歳以上の小学校就学前の子どもであつて、2号認定子ども以外のもの)9名

(提供する教育・保育等の内容)

第6条 本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に基づき、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 子ども子育て支援法第27号第1項に規定する特定教育・保育
- (2) 送迎
- (3) 食事の提供
- (4) 子育て支援事業
- (5) 延長保育事業
- (6) 一時預かり事業
- (7) その他教育・保育に係る行事等

(保護者に対する子育て支援の内容に関する事項)

第7条 前条に規定する子育て支援事業の内容については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成18年9月7日 文部科学省・厚生労働省令第3号)第2条各項のとおりとする。

(延長保育)

第8条 本園は、保育標準時間認定子どもについては18時から19時まで、保育短時間認定子どもについては7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、それぞれ保育時間を超えて保育が必要な場合に延長保育を行う。

(一時預かり事業)

第9条 本園は、平日8時30分から16時30分まで(土曜日はなし)、保護者が、病気や出産、家族の看護等で、緊急に保護が必要とされる子どもに対して、一時的に保育を実施する。ただし、受け入れ態勢や子どもの状況などにより、受け入れが困難な場合はこの限りでない。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第10条 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、利用乳幼児の受け入れ状況等により、員数が変動する場合が有り得る。

(1)園長 1名(常勤専従)

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園務を司る。

(2)副園長 1名

副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

副園長は、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。

(3)主幹保育教諭 1名(常勤専従)

主幹保育教諭は、園長、副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。

主幹保育教諭は地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、教育・保育内容について他の保育教諭を総括する。

(4)保育教諭 15名

保育教諭は、教育・保育に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(5)栄養士 1名

栄養士は、子どもの発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の乳児食及び3歳以上の幼児食に係る献立の作成を行い、必要に応じ調理に携わる。

(6)看護師 1名

看護師は、子どもの健康管理、病気や怪我の予防、事故発生時の応急処置を行い、必要に応じ乳児の保育に携わる。

(7)給食調理員 2名

給食調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(8)事務職員 1名

施設会計における帳簿作成及び管理の他、事務全般にかかわる業務を行う

(学年・学期)

第 11 条 本園の教育に係る学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2. 1年を次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(教育・保育の提供を行う時間)

第 12 条 教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)
7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)
8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(教育・保育の提供を行う日)

第 13 条 教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 本園の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 年末年始(12月29日から1月3日)
 - (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 3 教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休業日に教育・保育を行うことがある。
- 4 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に教育・保育を行わないことがある。

(選考基準)

第 14 条 本園の2号認定子ども及び3号認定子どもの選考基準は、八千代市保育園の利用に関する規則(平成27年1月9日八千代市規則第1号)別表第1及び第2に定める利用基準を準用し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子ど

もが優先的に利用できるよう選考する。

本園 1 号認定こどもの選定基準は(イ)在園児及び卒園児の弟妹(ロ)2 歳児プレ保育利用者で入園を希望している方(ハ)受付順

(休園、退園、転園に関する事項)

第 15 条 休園、退園もしくは転園しようとする者は、その理由を記して園長に届け出るものとする。

(利用の終了に関する事項)

第 16 条 本園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 1 号認定・2 号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
 - (2) 3 号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
 - (3) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき
- 2 本園が定める所定の教育・保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

(保護者から受領する利用者負担額その他費用の種類、支払を求める理由及びその額)

第 17 条 八千代市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年 11 月 28 日八千代市市条例第 29 号)第 14 条第 1 項に基づき利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 14 条第 3 項に基づき、以下のとおり特定教育・保育において提供される便宜に要する費用の実費の支払いを受ける。

区分	費用の種類	納付額	徴収の目的	納付時期
乳児	スモック代	購入品目による	衣服の汚れを気にすることなく十分に遊べるようにするため	購入は随時 納付時期は購入時としますが、分割可です。
	カラー帽子代	購入品目による	頭部の保護及び集団遊びの際に人数把握をするため	
幼児	制服一式	購入品目による	毎朝登園の際に決まった制服を着ることを約束することで、子どもの成長発達段階における着脱をスムーズに行えるようにするため	
4歳児のみ	ピアニカ マウスピース	購入品目による	保育で使用するにあたり、衛生面を考慮して個人個人で使用するため	
5歳児のみ	ハーモニカ費			
全園児年 1 回	共済掛金費	年度により金額変動有	園内での事故発生時の賠償責任保険	
乳児希望者	おむつ処理代	(0・1歳)400円 (2歳) 270円	衛生面への配慮として	毎月
希望者のみ	行事駐車場代	300円	団地駐車場借用のため	適宜
2号週5日利用者	給食費	7,000円	給食・おやつ・お茶代含む	毎月
2号週6日利用者		8,100円	給食・おやつ・お茶代含む	毎月
1号週5日利用者		5,400円	給食・お茶代含む	毎月

※物価変動に伴い、納付額の変動有

3 延長保育の料金は以下のとおりとする。

区分	料金	備考
スポット料金(30分)	200円	保育短時間(8時間)の利用者はスポット料金を適用。保育標準時間(11時間)の利用者間月極料金かスポット料金を選択。尚、月極料金を選択した場合は30分利用の設定はなしとする。
月極料金	3,000円	

4 一時預かり保育の料金は、30分につき200円とする。

(緊急時における対応方法)

第18条 本園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、子どもに病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は子どもの主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、八千代市、子どもの保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 本園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 子どもに対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第19条 本園は、非常災害に備え、子どもの安全を確保するための具体的な計画及びマニュアル(次項及び第4項において「計画等」という。)を作成することとする。

2 本園は、計画等に基づき、子どもの避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、子どもに避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 本園は、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

4 本園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第20条 本園は、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第21条 本園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 教育・保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した教育・保育に係る提供記録

(3) 八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第20条に規定する支給認定を行った市区町村への通知に係る記録

(4) 保護者からの苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(苦情対応について)

第 22 条 保護者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合本園は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、保護者に報告するものとする。なお、苦情申立窓口は、別紙苦情対応規程に記載された通りである。

(自己評価について)

第 23 条 本園は八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 17 条に規定する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、教育・保育の質の向上を目指す。

2. 保育教諭等の自己評価及び認定こども園の自己評価については、年1回行い、認定こども園の自己評価については、その結果を公表する。

(第三者評価について)

第 24 条 本園は第三者評価事業を5年を目安に1回受審するものとし、この結果を公表するものとする。

(秘密の保持)

第 25 条 本園は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書(情報提供同意書)により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、保育園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿するものとする。

2. 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するものとする。
また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

附則 この園則は平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附則 この園則は平成 30 年 11 月 24 日から改正実施する。

但し、利用定員数及び 1 号認定子どもに該当するものについては 4 月 1 日に遡って改正実施とする。

附則 この園則は令和元年 10 月 1 日から改正実施する。

附則 この園則は令和 3 年 4 月 1 日から改正実施する。

附則 この園則は令和 4 年 4 月 1 日から改正実施する。